

鳥取県告示第628号

平成11年鳥取県告示第144号（騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域の指定について）の一部を次のように改正し、平成23年1月1日から施行する。

平成22年10月29日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後		改正前	
地域の類型	地域	地域の種類	地域
A	鳥取市の区域のうち都市計画法（昭和43年法律第100号）第9条第1項から第4項までに規定する第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域並びに米子市、 <u>倉吉市及び境港市の区域のうち別図において黄色で表示した区域</u>	A	鳥取市の区域のうち都市計画法（昭和43年法律第100号）第9条第1項から第4項までに規定する第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域
B	鳥取市の区域のうち都市計画法第9条第5項から第7項までに規定する第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域並びに米子市、倉吉市、 <u>境港市及び西伯郡日吉津村の区域のうち別図において赤色で表示した区域</u>	B	鳥取市の区域のうち都市計画法第9条第5項から第7項までに規定する第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域
C	鳥取市の区域のうち都市計画法第9条第8項から第11項までに規定する近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域並びに米子市、倉吉市、 <u>境港市及び西伯郡日吉津村の区域のうち別図において青色で表示した区域</u>	C	鳥取市の区域のうち都市計画法第9条第8項から第11項までに規定する近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域
<p>（「別図」は省略し、その図面を鳥取県生活環境部水・大気環境課並びに関係市役所及び日吉津村役場に備え置いて一般の縦覧に供する。）</p>			